|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 確認 | 備考 |
| (1)応募に関する書類確認表 | 様式1 | □ |  |
| 応募に関する書類 | (2) 応募申請書 | 様式2 | □ |  |
| (3) 法人の概要・沿革 | 様式3 | □ | ※ 法人を新設する場合は、法人設立確約書(任意様式）を添付して下さい。 |
| (4) 役員等名簿 | 様式4 | □ |  |
| (5) 代表者・管理者(施設長)経歴書 | 様式5 | □ |  |
| (6) 既存施設及び事業の運営状況 | 様式6 | □ |  |
| (7) 法人登記簿謄本 |  | □ | 応募提出前１ケ月以内に発行されたもの |
| (8) 法人定款 |  | □ | 最新のもの（原本証明必須）※ 法人を新設する場合は、定款の素案 |
| (9) 申立書 | 様式7 | □ |  |
| (10) 誓約書 | 様式8 | □ | 介護保険法第78条の2第４項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 |
| (11) 滞納のない証明 | 様式９ | □ | 法人市民税、固定資産税 |
| (12) 社会保険料納入証明書 |  | □ | 直近１カ年の納入状況が確認できるもの |
| (13) 決算書 |  | □ | 直近のもの |

（様式１）

**応募に関する書類確認表**（※該当項目にレ点をして下さい。以下同じ）

（様式２）

令和　　年　　月　　日

（あて先）八女市長

所在地

法人名

代表者

地域密着型サービス指定候補事業者応募申請書

このことについて、下記のとおり提出書類を添えて応募します。

記

１．応募する設置予定場所及びサービスの種類及び定員

|  |  |
| --- | --- |
| 設置予定場所 | 八女市（上陽町・星野村・矢部村）　　　　　　番地　　　　　 |
| サービスの種類及び定員 | □小規模多機能型居宅介護（予防を含む） | ・登録　　人 ・通い　　人・宿泊　　人 |

２．事業開始予定時期

令和　　年　　月　　日

３．提出書類

　　応募に関する提出書類１式

４．担当者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 担　当　者 |  |
| 連絡先 | 住　所 | 〒 |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

（様式３）

**法人の概要・沿革**（新規設立の場合は予定で記入すること）

|  |
| --- |
| 法人の概要 |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号(FAX) |  |
| 設立年 |  |
| 代表者 |  |
| 事業種別 |  |
| 主な沿革(法人を新設する場合は設立までの計画) |
| 　　年　　月 | 沿　　革（法人設立計画） |
|  |  |

（様式４）

**役員等名簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ氏　　　名 | 役職名・呼称 | 住　　　　　所 | 押 印 |
| 生年月日（男・女） | 他法人の理事状況 |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |
|  |  |  |  |
| 年 月 日生 （男 ・ 女） | 有・無（　　　　　　　） |

※　他法人の理事等を兼務している場合は、他法人の理事状況の「有」に○印を付し、（　　）に他法人名及び役職名を記入してください。

※　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

（様式５）

**（代表者・管理者）経 歴 書**

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 所 又 は 施 設 の 名 称 |  |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 氏　名 |  |
| 住　所 | (郵便番号　　　　　　　－　　　　　　) | 電 話 番 号 |  |
| 主　　な　　職　　歴　　等 |
| 年　月　～　年　　月 | 勤　務　先　等 | 職務内容 |
| 　 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 職務に関連する資格 |
| 資 格 の 種 類 | 資 格 取 得 年 月 |
|  |  |
| 備　考（研修等の受講の状況等） |

備考　１　住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

２　当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設の名称」欄を適宣拡張して、その全てを記入してください。

３　代表者、管理者それぞれ提出下さい。

（様式６）

**既存施設及び事業の運営状況**（法人が運営している事業について記入ください。）

１．介護保険サービス提供事業

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別(事業者番号) | 施設等名称 | 所　　在　　地 | 指定年月日（開始年月日） | サービス提供地域 | 定　員 |
|  |  |  | （　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  | （　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  | （　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  | （　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  | （　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  | （　　　　　　　） |  |  |

２．その他の事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 施設等名称 | 所　　在　　地 | 事業内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（様式７）

申　　　立　　　書

令和　　年　　月　　日

八女市長

所在地

名　称

代表者名

　下記事項について、相違ないことを申し立てます。なお、これらが事実と反することが判明した場合は、今回の八女市地域密着型サービス指定候補事業者公募に関し、八女市が行う措置に対して、一切の異議の申し立てを行いません。また、選定事務に関して、八女市が市税等担当部署及び警察に照会することについて承諾します。

記

１　法人及び法人の役員等の市税等（市税、国民健康保険税、税外徴収金、水道料金）の滞納はありません。

２　法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。

３　次のいずれでもありません。

　○　暴力団員がその経営に実質的に関与している者

　○　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

○　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

○　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

○　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（様式８）

介護保険法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号の規定に

該当しない旨の誓約書

令和　　年　　月　　日

（あて先）八女市長

申請者　　所 在 地

名　　称

代表者名

住　　所

申請者が下記のいずれにも該当しない（新たに法人を設立する場合は該当しないことが確実である）者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【介護保険法第第７８条の２第４項】４　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。三　申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。六　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の二　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の三　申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。七　申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。七の二　前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。九　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。十　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。十一　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。十二　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。【介護保険法第第１１５条の１２第２項】２　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。三　申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。六　申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の二　申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の三　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。七　申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。七の二　前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。九　申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。十　申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。十一　申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。十二　申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 |

様式９

証　　明　　願

令和　　年　　月　　日

八女市長　　簑　原　悠太朗　様

住　所

氏　名

上記の者は、令和　　年　　月　　日現在市税を滞納していないことを証明願います。

上記願のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

福岡県八女市長　　簑　原　悠太朗



八女市地域密着型サービス指定候補事業者応募申請書に添付する資料として必要なため。

